

埼玉県地域保健医療計画の中間見直しについて

1 第7次地域保健医療計画について

- 医療法等に基づき策定。
- 平成30(2018)年度から令和5(2023)年度の6年間を計画期間としており、本年度は3年目のため、中間見直しの検討を実施する時期となっている。

2 中間見直しについて

(1) 第7次計画策定時における本県の方針について

- 「在宅医療の推進」に関する計画については、医療法第30条の6の規定に基づき、高齢者支援計画との整合を図る観点から、3年目に見直しの検討を行い、必要に応じて計画を変更する。
- 併せて、基準病床数についても、在宅医療等に関する計画との整合を図る観点から見直しを検討し、必要に応じて計画を変更する。

(2) 国からの指針等

- 厚生労働省は、都道府県が行う医療計画の策定に関して「医療計画作成指針」（以下「指針」という。）を示している。
- 国が設置した「医療計画の見直し等に関する検討会」において示された、5疾病・5事業(※)・在宅医療の指針及び指標の見直しの方向性を踏まえ、令和2年4月13日付けで同省は、中間見直しに向けて指針の改定等を都道府県に通知した。

※ 5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）
5事業（救急医療、災害時医療、周産期医療、小児医療、へき地医療）

- 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、同省は令和2年5月12日付けで、「見直しの議論を令和2年度内に終えることができず、見直し後の医療計画の適用が、令和4年度以降となったとしても差し支えない」と都道府県に通知した。

3 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた本県の対応（案）について

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域保健医療計画の見直しは令和2年度後半から検討し、令和3年度で見直しを行うこととしたい。

(理由)

- 計画の見直しには、本協議会や地域保健医療・地域医療構想協議会等での議論を要するが、新型コロナウイルス感染症対策のため、これまで開催できていない。
- 6月以降、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の状況下にあるため、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応を最優先で取り組んでおり、計画見直しのための地域における協議会は10月から開始する。

【参考】

高齢者支援計画は令和2年度中に次期計画の策定を行い、地域保健医療計画の中間見直し結果を踏まえ、令和3年度に計画の一部変更を行う予定。